

長野県産業廃棄物 3 R 実践計画書 記入要領


1 計画作成単位

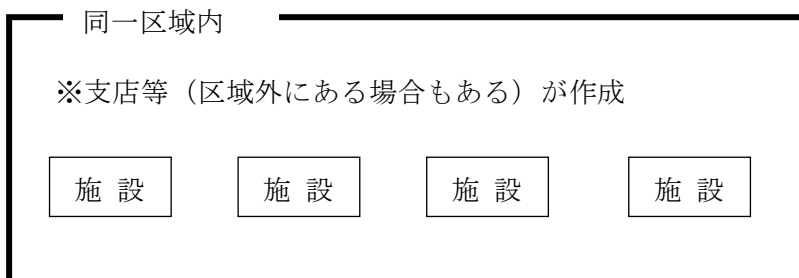
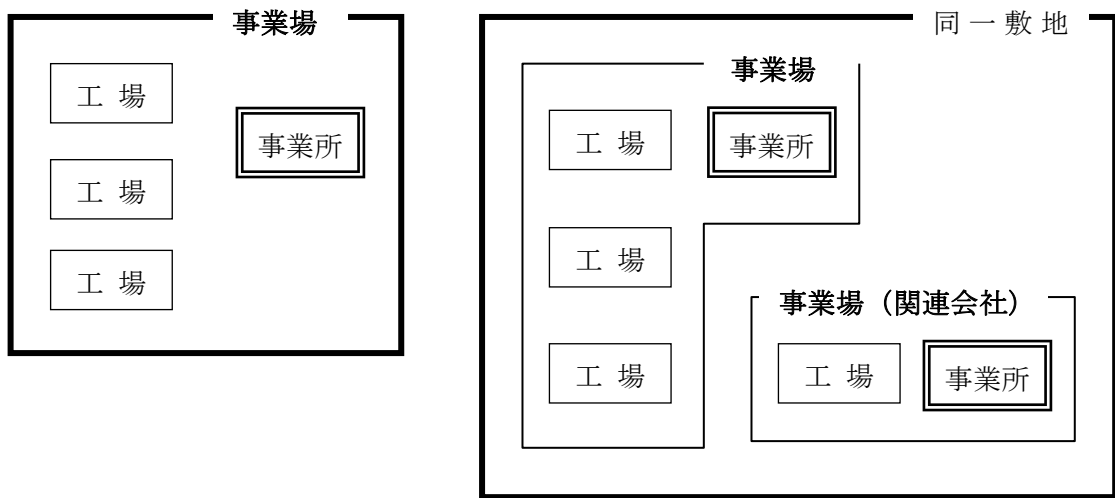
(1) 排出事業者

ア 製造業

同一場所に継続的に所在する事業場の場合は、事業場ごとに実践計画を作成することを基本とします。なお、同一敷地内に関連会社の事業場があり、一体的に産業廃棄物の処理を行っている場合には、実践計画の中に関連会社の事業場から生ずる産業廃棄物の処理を含めることもできます。

また、事業者が区域内（地域振興局の管轄区域内をいう。以下同じ。）に無人施設等の複数の関連施設を設置している場合で、それらの施設から生じる産業廃棄物を一体的に管理している場合には、それらの施設を含めて計画を作成します。

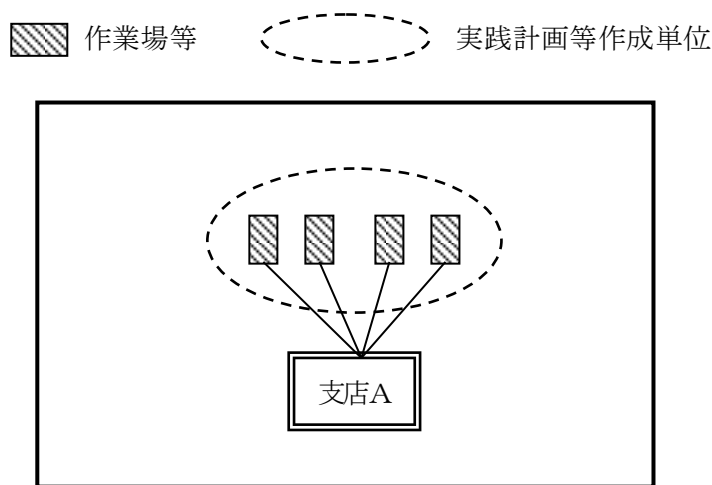
 …実践計画作成単位



イ 建設業

建設業における作業場や工事現場（以下、「作業場等」という。）のように、設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場の場合は、廃棄物減量化・適正処理の促進という目的に照らし、区域内の事業場（作業場等）を総括的に管理している支店等の単位で、区域内に係る実践計画を作成することを基本とします。なお、同一敷地内に関連会社の事業場があり、一体的に産業廃棄物の処理を行っている場合には、作成する実践計画等の中に関連会社の事業場から生ずる産業廃棄物の処理を含めることもできます。

建設工事等（工作物の建設工事及び解体工事（改修工事を含む。））における排出事業者には、原則として元請業者が該当します。共同企業体（JV）においては、その構成員のうち代表幹事社を排出事業者としてください。



(2) 産業廃棄物処理業者

原則として、事業者単位で作成することとします。複数の処理施設または積替保管施設を有する場合は、それらをまとめて作成してください。なお、処理施設が複数の区域にまたがる場合は、本社、本店など主たる事業場を管轄する地域振興局に提出してください。

同一事業者で、収集運搬業と処分業の両方の許可を有する場合で、両方の計画を作成する場合は、それぞれ別々に作成してください。

2 作成及び提出についての留意事項

(1) 様式

計画書の様式は事業区分（排出事業者、産業廃棄物処分業者、産業廃棄物収集運搬業者）ごとに異なります。

- ア 排出事業者 ・ ・ ・ ・ ・ 様式 4
- イ 産業廃棄物処分業者 ・ ・ ・ ・ ・ 様式 5
- ウ 産業廃棄物収集運搬業者 ・ ・ ・ 様式 6

長野県ホームページから、様式をダウンロードできます。(Word版と一太郎版があります。)

URL:(<http://www.pref.nagano.lg.jp/haikibut/kurashi/recycling/haikibutsu/genryoka/index.html>)

(2) 計画期間

計画期間は1年間ですので、協定期間中の年度ごとに作成してください。

(3) 提出していただくもの

ア 計画書(紙に印刷し、代表者印を押印したもの) 2部

(長野市内に事業所を有する排出事業者の方は1部)

イ 計画書の電子ファイル

(電子メール又はフロッピーディスク等で提出してください。)

※ファイル名は、「実践計画様式4(****株式会社)」のようにしてください。

電子データは印影不要です。(押印した文書を電子化する必要はありません。)

(4) 提出方法等

ア 提出方法

郵送又は持参

イ 提出先

事業所所在地を管轄する地域振興局へ提出してください。

ただし、長野市内に事業所を有する排出事業者の方は、県庁資源循環推進課へ提出してください。(管轄の地域振興局は別紙「書類提出先一覧」を参照してください。)

(5) 提出期限

新規申込みの場合は、当初年度分は申込書と同時に提出してください。

(更新の場合は、当初年度の知事が指定する日まで)

第2、第3年度分は、当該年度の知事が指定する日までに提出してください。

締切日までに提出がない場合は、協定を破棄することがあります。

※提出期限の「知事が指定する日」は、毎年度7月中旬を予定しており、別途文書でご案内します。

3 記入要領

様式4～6ともに、各様式に定められた項目について、以下に示す要領に従って記入していただきますが、営業上の守秘義務事項等やむを得ない理由のある事項については、省略することができます。

(1) 様式4 (排出事業者用)

ア 産業廃棄物3R実践方針

産業廃棄物の減量化及び適正処理を推進するための、会社の実践方針を記入してください。自主性、積極性、独自性のある内容とするよう留意してください。

イ 基礎数値の把握

各項目について、計画年度（新規の場合は申込年度）の過去直近3ヶ年の実績値（原則として各年度4月1日～3月31日までの実績値）を記入してください。

ウ 取組目標及び過年度実績

目標値は実施要領第7の5に従って設定してください。

実施要領（抜粋）

第7 実践計画は、次に掲げる事項を方針として策定する。

(1) 産業廃棄物の排出抑制、再使用、再生利用、及び適正処理について、法令や基準等を超えた部分にまでわたる自主的な目標を定めることとし、その達成に向けた取組を行う。

5 実践計画における取組目標は、別に示す目標値を参考とし、極力この値以上の目標値を設定する。その他の項目についても、できる限り法令・基準等で定められた水準、範囲を上回る目標を定める。

◎ 当年度目標値：計画年度の4月1日から3月31日までににおける目標数値

◎ 過年度目標値：過年度の3R実践計画（新協定）で設定した目標数値

◎ 過年度実績値：計画年度(新規の場合は申込年度)の過去直近3ヶ年の実績数値
(各年度4月1日～3月31日までの実績値)

(1) 排出抑制のための目標値及び過年度実績値	一般に事業量(売上高)が増減すると廃棄物の排出量やその処理にかかるコストも増減することから、年度毎の事業量増減の影響をなるべく排除するため、一定の算定式で指数化した数値を目標値としています。(指数化した数値が小さいほど排出抑制効果が発現していると評価します) ①総排出量に関する目標値及び過年度実績 ア 当年度目標値は、まず当年度の目標とする総排出量を定め、それを当年度の予想売上高で除した数値を基本に、過年度実績値の平均を超えるよう設定してください。 イ 過年度実績値は、各年度の総排出量実績値をその年度の売上高実績値で除してください。 ウ 自社指標やアにより難しい場合等に記入してください。 ②、③の廃棄物処理及びリサイクルに要する費用に関しても、上記と同様の考え方で設定してください。
(2) リサイクル率目標値及び過年度実績値	産業廃棄物の種類ごとにリサイクル率の目標値及び過年度実績値を記入してください。リサイクル率は、中間処理場等の現地確認等で最終的にリサイクルが確認できる数字を記載してください。
(3) リサイクル製品使用率目標値及び過年度実績値	使用する製品や材料のうち、リサイクル製品を使用する率の目標値及び過年度実績値を記入してください。ただし、既にリサイクル製品の使用が一般的で使用率がほぼ100%であるようなものは除いてください。また、製品種別は商品名・商標名で記載しないでください。

エ 産業廃棄物管理責任者等

産業廃棄物を管理する責任者及び体制を記入してください。

オ 産業廃棄物の種類、排出量、処理量、処理の方法等に関する情報公開

(ア) 排出する産業廃棄物の種類、排出量、処理量（自社処理含む）、処理方法などのデータをホームページや地域広報誌等でどのように情報公開していくかを記入してください。

(イ) 産業廃棄物処理施設については、情報公開の内容が「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）第15条の2の4に基づく記録・閲覧以上の内容になるように留意してください。

- ・記録の閲覧→ 廃棄物処理法施行規則第12条の7の4
- ・記録する事項→ 廃棄物処理法施行規則第12条の7の5

カ 産業廃棄物処理施設の地域への公開、説明

処理施設を有する場合は、その施設を地域住民等に公開する計画の有無と、有りの場合は計画概要を、無しの場合はその理由を記入してください。

キ 処理を委託する処理業者（施設）の現地確認計画

産業廃棄物の処理を委託する中間処理業者及び最終処分業者の処理施設等の現地確認計画について、確認者、頻度、確認内容などを記入してください。

ク 従業員教育（研修）計画

産業廃棄物の減量化・適正処理を推進するために実施する従業員教育・研修計画について、目的、対象者、講師などを記入してください。（単なる訓辞、朝礼等は除いてください。）

ケ リサイクル促進に向けた取組

計画・設計段階や材料納入、製品製造工程などの段階において、リサイクル促進のため独自に取り組む事項を記入してください。

コ 処理を委託した廃棄物について、不法投棄・不適正処理が生じた場合の排出事業者責任の徹底

処理を委託した産業廃棄物について、不法投棄や不適正処理が生じたことが判明した場合に、排出事業者責任として対応する事項について記入してください。

サ 他の不適正処理を発見した場合の協力体制

自社が関係していない他の不適正処理等が発見した際の協力体制について記入してください。

シ 自社処理廃棄物の管理方法

排出した産業廃棄物を自社の施設で自ら処理している場合は、これらの適正処理のため、処理量、処理方法、保管などの管理方法をどのように行うかを記入してください。

ス その他協定の目的達成のため、独自に取り組む事項

協定の目的達成のため効果的であり、上記以外で独自に取り組む事項を記入してください。(ISO14001やエコアクション21などの環境認証制度の取得や電子マニフェストの導入など)

(2) 様式5 (処分業者用)

ア 産業廃棄物3R実践方針

産業廃棄物の減量化及び適正処理を推進するための、会社の実践方針を記入してください。自主性、積極性、独自性のある内容とするよう留意してください。

イ 取組目標…目標値は実施要領第7の5に従って設定してください。

実施要領 (抜粋)

第7 実践計画は、次に掲げる事項を方針として策定する。

(1) 産業廃棄物の排出抑制、再使用、再生利用、及び適正処理について、法令や基準等を超えた部分にまでわたる自主的な目標を定めることとし、その達成に向けた取組を行う。

5 実践計画における取組目標は、別に示す目標値を参考とし、極力この値以上の目標値を設定する。その他の項目についても、できる限り法令・基準等で定められた水準、範囲を上回る目標を定める。

◎ 当年度目標値：計画年度の4月1日から3月31日までににおける目標数値

◎ 過年度実績値：計画年度(新規の場合は申込年度)の過去直近3ヶ年の実績数値
(各年度4月1日～3月31日までの実績値)

リサイクル率目標値	中間処理業の方は、産業廃棄物の種類ごとにリサイクル率の目標値及び過年度実績値を記入してください。
再生利用量目標値	中間処理業の方は、再生利用を行う量の目標値及び過年度実績値を記入してください。
最終処分量目標値	最終処分量の目標値及び過年度実績値を記入してください。

ウ 産業廃棄物管理体制

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく管理責任者（技術管理者、特別管理産業廃棄物管理責任者）のみではなく、これらを含めて組織としてどのような体制で産業廃棄物の管理を行っているかを記入してください。

エ 産業廃棄物の種類、処理量、処理方法、排出ガス、排出水等に関する情報公開

(ア) 取り扱う産業廃棄物の種類、処理量、処理方法、排出ガス、排出水などのデータ等をホームページや地域広報誌等でどのように情報公開していくかを記入してください。

(イ) 産業廃棄物処理施設については、情報公開の内容が廃棄物処理法第15条の2の4に基づく記録・閲覧以上の内容になるように留意してください。

・記録の閲覧 → 廃棄物処理法施行規則第12条の7の4

・記録する事項 → 廃棄物処理法施行規則第12条の7の5

オ 産業廃棄物処理施設の地域への公開、説明

処理施設を有する場合は、その施設を地域住民等に公開する計画の有無と、有りの場合は計画概要を、無しの場合はその理由を記入してください。

カ 中間処理・最終処分を委託する場合の処理業者（施設）の現地確認計画

中間処理業の方は、産業廃棄物の中間処理・最終処分を委託する処分業者の処理施設の現地確認計画について、確認者、頻度、確認内容などを記入してください。

キ 従業員教育（研修）計画

産業廃棄物の減量化・適正処理を推進するために実施する従業員教育・研修計画について、目的、対象者、講師などを記入してください。（単なる訓辞、朝礼等は除いてください。）

ク 排出事業者への協力要請

産業廃棄物を処理する立場から、排出事業者へ協力要請する事項について記入してください。

ケ リサイクル技術向上に向けた取組

リサイクルの技術向上に向けた独自の取組について記入してください。

コ 不法投棄・不適正処理を発見した場合における協力体制

不法投棄や不適正処理事例を発見した場合、関係機関への通報や撤去についての協力等、可能な協力体制について記入してください。

サ 自社処理廃棄物の管理方法

排出した産業廃棄物を自社の施設で自ら処理している場合は、これらの適正処理のため、処理量、保管などの管理方法をどのように行うかを記入してください。

シ その他協定の目的達成のため、独自に取り組む事項

協定の目的達成のため効果的であり、上記以外で独自に取り組む事項を記入してください。（ISO14001やエコアクション21などの環境認証制度の取得や電子マニフェストの導入など）

(3) 様式6 (収集運搬業者用)

ア 産業廃棄物3R実践方針

産業廃棄物の減量化及び適正処理を推進するための、会社の実践方針を記入してください。自主性、積極性、独自性のある内容とするよう留意してください。

イ 産業廃棄物管理責任者等

産業廃棄物の収集運搬を管理する責任者及び体制を記入してください。

ウ 産業廃棄物の種類、運搬量、運搬方法、許可車両等に関する情報公開

取り扱う産業廃棄物の種類、運搬量、運搬方法、許可車両などについてのデータ等をホームページや地域広報誌等でどのように情報公開していくかを記入してください。

エ 積替保管施設の地域への公開

積替保管施設を有する場合は、施設の地域住民等に公開する計画の有無と、有りの場合は計画概要を、無しの場合はその理由を記入してください。

オ 従業員教育(研修)計画

産業廃棄物の減量化・適正処理を推進するために実施する従業員教育・研修計画について、目的、対象者、講師などを記入してください。(単なる訓辞、朝礼等は除いてください。)

カ 排出事業者、処分業者への協力要請

産業廃棄物を収集運搬する立場から、排出事業者あるいは処分業者へ協力要請する事項について記入してください。

キ 不法投棄・不適正処理を発見した場合における協力体制

不法投棄や不適正処理事例を発見した場合、関係機関への通報や撤去についての協力等、可能な協力体制について記入してください。

ク 自社処理廃棄物の管理方法

排出した産業廃棄物を自ら収集運搬している場合は、これらの適正処理のため、運搬量、保管などの管理方法をどのように行うかを記入してください。

ケ その他協定の目的達成のため、独自に取り組む事項

協定の目的達成のため効果的であり、上記以外で独自に取り組む事項を記入してください。(ISO14001やエコアクション21などの環境認証制度の取得や電子マニフェストの導入など)

4 計画の変更

やむを得ない理由により、計画期間中に実践計画の内容を変更する必要がある場合は、計画を変更することができます。

(1) 計画変更時の提出書類

- ア 当初計画提出時と同様のもの
- イ 変更理由書（様式自由）

(2) 提出部数・方法等

当初計画提出時と同様です。

(3) 計画変更における留意事項

- ア 計画の変更を行うにあたっては、予め理由、変更概要について、計画書を提出した地域振興局環境課もしくは県庁資源循環推進課に協議してください。
- イ 計画の変更は、社会情勢、経済情勢の著しい変化による経営方針の見直し、あるいは、災害、事故など、真にやむを得ないと認められる理由がある場合のみ行うものとし、安易に変更できるものではないことに留意してください。

(別紙)

書類提出先一覧

担当地域	地域振興局名	申込先
上田市、小諸市、佐久市、東御市、南佐久郡、北佐久郡、小県郡	佐久地域振興局 環境・廃棄物対策課	〒385-8533 佐久市大字跡部65-1 TEL:0267-63-3166(直通) Eメール:sakuchi-kankyo@pref.nagano.lg.jp
飯田市、伊那市、駒ヶ根市、上伊那郡、下伊那郡、木曾郡	上伊那地域振興局 環境・廃棄物対策課	〒396-8666 伊那市荒井3497 TEL:0265-76-6817(直通) Eメール:kamichi-kankyo@pref.nagano.lg.jp
松本市、岡谷市、諏訪市、大町市、茅野市、塩尻市、安曇野市、諏訪郡、東筑摩郡、北安曇郡	松本地域振興局 環境・廃棄物対策係	〒390-0852 松本市大字島立1020 TEL:0263-40-1956(直通) Eメール:matsuchi-kankyo@pref.nagano.lg.jp
長野市(処分業者、収集運搬業者)、須坂市、中野市、飯山市、千曲市、埴科郡、上高井郡、下高井郡、上水内郡、下水内郡	長野地域振興局 環境・廃棄物対策係	〒380-0836 長野市大字南長野南県町686-1 TEL:026-234-9533(直通) Eメール:nagachi-kankyo@pref.nagano.lg.jp
長野市内に事業所を有する排出事業者	長野県庁 資源循環推進課 廃棄物政策係	〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2 TEL:026-235-7187(直通) Eメール:haikiseisaku@pref.nagano.lg.jp